



2026年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社ライズ・コンサルティング・  
グループ  
代表者名 代表取締役社長COO 松岡 竜大  
(コード番号：9168 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役CFO 進藤 基浩  
(TEL. 03-6441-2022)

## 従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2026年5月21日開催の取締役会において、当社の執行役員を含む従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の目的等

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しておりますが、今回、上記目的を達成するとともに、従業員の福利厚生を拡充を図るため、執行役員に加え、一定の条件を充足する従業員（以下「対象従業員」といいます。）を当社の譲渡制限付株式報酬制度の対象とすることといたしました。

#### 2. 改定後の本制度の概要

執行役員及び対象従業員（以下「対象者」といいます。）は、当社の取締役会決議に基づき、本制度に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。なお、対象者に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の支給金額並びに各対象者への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による本株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象者との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上